

## 令和7年度 第1回習志野市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月8日（火）午後3時～4時40分

2. 開催場所 市庁舎分室サンロード津田沼6階 大会議室

3. 出席者

【会長】 東邦大学 朝倉 暁生

【副会長】 男女共同参画推進団体（勇気づけ育児の会） 緒川 由里子

【委員】 習志野法曹会 高田 雄佑

習志野市小中学校長会 渡邊 邦彦

習志野商工会議所 秋山 奈穂子

習志野商工会議所 西田 文恵

習志野市建設協力会 杉山 雅崇

習志野市連合町会連絡協議会 堀田 健治

公募委員 土肥 洋子

公募委員 佐藤 佐知子

【事務局】 習志野市長 宮本 泰介

協働経済部 部長 小倉 一美

協働経済部 次長 吉岡 治

多様性社会推進課 課長 河西 祐子

係長 篠宮 ちさ

主任主事 吉沢 祥子

4. 議題

1) 審議

（1）習志野市第3次男女共同参画基本計画の令和6年度事業評価について

（2）習志野市第4次男女共同参画基本計画の素案について

2) 協議

（1）事業評価の実施方法について

（2）男女共同参画基本計画事業評価部会の委員の指名について

5. 会議資料

事前配布資料1 第3次男女共同参画基本計画の令和6年度事業の取り組み状況について

事前配布資料2 第3次男女共同参画基本計画の令和6年度年度事業評価シート

事前配布資料3 習志野市第3次男女共同参画基本計画 管理指標一覧（令和2年度～6年度）

事前配布資料4 第4次男女共同参画基本計画の「概要」

- 事前配布資料 5 基本構想との整合性  
事前配布資料 6 参考：「習志野市基本構想」パブリックコメント案  
事前配布資料 7 第 4 次男女共同参画基本計画の体系  
事前配布資料 8 第 4 次男女共同参画基本計画 素案  
当日配布資料 1 習志野市男女共同参画基本計画事業評価部会設置要領  
当日配布資料 2 事業評価から答申までの流れ

## 6. 議事内容

### 1) 会議の公開

朝倉会長より、本日の会議が「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により原則公開とされていること、内容により公開・非公開の判断が必要となった際はその都度諮ることが説明され、委員一同の了承を得た。加えて、朝倉会長より本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない旨が説明された。

### 2) 会議録の作成等

朝倉会長より、会議録については要点筆記とし、会議名・開催日時・開催場所・出席者氏名、審議事項・会議内容・発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することについて説明され、委員一同の了承を得た。

### 3) 会議録署名委員の指名

朝倉会長が会議録署名委員として、高田委員、渡邊委員を指名した。

### 4) 諮問

宮本市長から朝倉会長へ諮問書を手交し、市長から挨拶があった。挨拶終了後、市長が退席した。

### 5) 審議

#### (1) 習志野市第 3 次男女共同参画基本計画の令和 6 年度事業評価について

【多様性社会推進課 河西課長】 第 3 次基本計画は将来像を「誰もが個人として尊重され、その人らしく活躍できる社会の実現を目指して」として、令和 2 年度から 7 年度までの 6 年間、全 116 事業・延べ 145 事業で構成されている。事前配布資料 1 は令和 6 年度 of 取組に係る各事業担当課の自己評価の概要で、事前配布資料 2 は全 116 事業の評価の一覧となっている。

各事業担当課による評価結果について、116 事業を担当した 26 課が目標に対しどれだけ貢献できたかを自己評価している。評価は S（大いに貢献できた）から D（事業を実施できなかった）までの 5 段階評価としている。基本目標別に貢献度をみると、基本目標Ⅰでは S 評価が 20 件・30.3%、A 評価（貢献できた）が 43 件・65.2%。基本目標Ⅱは S 評価が 2 件・10.5%、A 評価が 13 件・68.4%。基本目標Ⅲは S 評価が 5 件・14.7%、A 評価が 28 件・

82.4%。基本目標ⅣはS評価が1件・5.6%、A評価が17件・94.4%。基本目標ⅤはS評価が4件・50.0%、A評価が4件・50.0%。合計はS評価が32件・22.1%、A評価が104件・71.7%、B評価（あまり貢献できなかった）が6件・4.1%、C評価（貢献できなかった）が2件・1.4%、D評価が1件・0.7%。

資料の2ページでは参考として、令和3年度から6年度までの貢献度を掲載している。令和5年5月からの新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各課が事業・イベントを再開したこともあり、令和5年度以降SやAの割合が増加し、Dの割合が減少している。次の表では、基本目標別にS及びAの割合を示している。事業数にばらつきがあるが、基本目標Ⅰ～Ⅴの全てにおいて、S及びAの割合が70%を超えており、平均で94.3%となっている。

重点施策別の貢献度については、「DV被害者が安心して相談できる体制の整備」はS評価が3件、A評価が10件。「市政における女性の参画の推進」はA評価が3件、B評価が2件。

「事業所等における多様性（ダイバーシティ）の促進」はS評価が2件、A評価が5件、C評価が1件、D評価が1件。「防災における男女共同参画の促進」は2件ともA評価。「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進」はS評価が2件、A評価が2件、D評価が1件。「家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援」は14件すべてがA評価。3ページでは、重点施策のうちS及びA評価の割合を示したものであり、基本目標と同様に事業数にばらつきがあるものの、いずれも60%を超えており、平均は88.9%となっている。

貢献度が低い事業について説明する。C評価は2件で、事業57-6「各種表彰・認定・登録・認証制度の周知」は5つの課で取り組んでいるが、「習志野市子育て支援先端企業認証制度」について新規登録申請がなかったことから、Cと評価している。事業75「仕事と子育ての両立に関する制度の周知」は、事業57-6と同様である。D評価は1件で、事業58「女性活躍、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所に対する入札制度における優遇（インセンティブ）の付与」は令和6年度に総合評価方式での入札がなかったからである。

管理指標に関する評価について、目標数値の令和6年度における達成状況をみると、延べ30件のうち27件で目標数値を達成しており、未達成が3件となっている。未達成の事業は事業1「男女共同参画社会づくり情報紙の発行回数」、事業66「農業従事者における家族経営協定締結数」、事業80「保育所所庭開放日数」である。管理指標対象の全事業については、事前配布資料3に掲載している。

令和6年度事業評価の今後の進め方については、事業評価部会で審議を行い、第3回審議会でその結果報告と答申をまとめていただきたいと考えている。

【朝倉会長】 説明された内容は、本年度の事業評価報告としてまとめていくことになる。本日の資料にある内容は各事業所管課の自己評価が基本となっているが、これを基に事務局で評価報告書のたたき台を作成するということになるのか。

【多様性社会推進課 河西課長】 そのとおり。資料1はすべての評価をまとめたものであり、各担当課の自己評価は資料2に掲載しているので、後ほどご覧いただきたい。

【朝倉会長】 基本的には、事業は計画に則ってうまく進んでいるという方向でまとめるのか。

【多様性社会推進課 河西課長】 そのとおり。

【佐藤委員】 管理指標の目標未達成事業のうち、事業1「男女共同参画社会づくり情報紙の発

行回数」について、配布対象者が変わったことや費用面の理由から年2回の配布になったのだと思うが、年2回の発行では少し間隔が開くと感じる。年3回発行ができるとよいと思う。

【協働経済部 小倉部長】 情報紙「きらきら」は市民編集委員と協働で年3回発行してきたのだが、年3回では編集の期間が短く、もう少し内容を充実させたいと考えて発行間隔を長くした。また、配布先はこれまで小学校としていたが、より多くの人に届くようにするため、発行回数を減らす代わりに配布先を中学校まで拡大させるという趣旨で、計画期間の途中で発行回数を変更したという事情がある。

【朝倉会長】 事務局からは、回数を減らすのが配布対象を拡大させることにより、多くの人に伝わると考えているとの説明であった。佐藤委員も多くの人に伝えたいという考えだと思うが、年3回発行の方がよいということか。

【佐藤委員】 配布数を増やすことも大事だが、皆によく知ってもらうためには、発行回数が多い方がよいと考える。

【朝倉会長】 おそらく、計画で目標値を設定した後に取り組む中で検討して、年2回という形になったのだと思う。経緯の説明があれば納得できると思うのだが、いろいろな意見があると思うので、検討の経緯が見えるようにしてほしい。

【佐藤委員】 長年携わっているので、余計にそのように感じてしまった。

【朝倉会長】 他に意見はないか。(意見なし)

事前配布資料の内容については、特に異議がないということでよいと思われる。本日意見が出たところについて、引き続きご検討いただきたい。

## (2) 習志野市第4次男女共同参画基本計画の素案について

【多様性社会推進課 河西課長】 昨年度より進めてきた第4次計画の策定については、これまでに市民・事業所意識調査、庁内の意見聴取、令和6年度の答申等で各委員からいただいた審議会意見、事業担当課による施策の現状などから協議を重ねてきた。この結果、昨年度提示した体系案について、将来像や基本目標等で大きな変更が生じている。

事前配布資料4について説明する。男女共同参画社会基本法第14条第3項では計画の策定が努力義務とされており、本市の男女共同参画推進条例の第10条で基本的な計画を策定するものとしている。このことから、計画名を「習志野市第4次男女共同参画基本計画」としている。計画期間については、現在策定中の次期基本構想案が令和8年度を始期に16年間、市の上位計画である前期基本計画が令和8年度を始期に8年間としていることから、本計画もこれに合わせて、令和8年度から15年度までの8年間としている。

目的と課題認識については、計画体系において基本目標を2つに整理したことから、これに合わせて課題を2つ挙げている。①人権の尊重としては、「多様な性的指向や性自認、性別違和の人に対する差別と偏見の根絶」「DVやハラスメントなど人権を侵害する暴力のない社会の実現」を取り上げている。これは昨年度実施した市民意識調査で性的少数者について「生活しづらい社会である」が全体の58.8%となっており、「生活しづらい社会だと思わない」の30.9%を大きく上回る結果が出ていること、人権については回答者の3割近くがDVの被害にあったことがあり、被害者の7割以上が被害について誰にも相談できていないと回答し

ていることから、特に課題としている。②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とあらゆる分野への参画については、「働く場における男女の機会均等の促進」「一人ひとりの仕事と生活の調和の実現」として、第3次計画の成果指標にある「50時間以上の長時間労働」への取組について、昨年度実施したワーク・ライフ・バランス事業所意識調査で長時間勤務をしている従業員がいないとした事業所が92.4%に達していることから、第4次計画では長時間勤務については成果指標から削除し、一歩進めて「従業員のやりがい」に視点を置くとともに、女性活躍も含めて引き続きワーク・ライフ・バランスを課題としている。防災については、昨今発生した大規模震災を受け、国から特に女性の視点に立った防災・復興の促進に取り組むよう自治体に求められていること、男女双方の参画については、性別役割分担の意識改革を課題としている。健康については、国の女性版「骨太の方針2025」にも示されているが、性別や働く女性のライフステージごとの健康面を新たに課題としている。

目標については、昨年度の答申や次期基本構想案における将来都市像を念頭に、引き続き多様性社会の実現を目指し、将来像として「誰もが尊重され、その人らしく活躍できる社会」を掲げている。昨年度の時点では、第3次計画を引き継ぐとともに、基本構想案にある「いきいきと」を発展的に追記して「誰もが個人として尊重され、その人らしくいきいきと活躍できる社会の実現を目指して」としていたが、文言が長いことや、より分かりやすくする観点から、簡潔に整理したものである。

計画の内容について、昨年度提示した体系では基本目標を4つとしていたが、庁内の意見を受けて上位計画の基本構想に合わせて2つに整理している。事前送付資料5をご覧ください。表の左側は5月に実施したパブリックコメントの内容であり、項目の将来都市像と計画期間について、基本構想案に即して設定している。下段の位置づけについては、基本構想案における「将来都市像を実現するための3つのピース」のうち、第4次男女共同参画基本計画は第3章「すべてが協和し充実する「活動」」の第1節「多様性を互いに尊重し合う社会の継続」及び第2節「誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築」に該当するものと受け止めており、本計画の基本目標を2つに整理した。基本目標Ⅰは「全ての個人が尊重される社会づくり」として、課題を3つ設定している。基本構想案に「家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる場面において、すべての市民がお互いの多様な考え方や価値観を認め合い尊重すること」「こどもから大人まで外国人一人ひとりのライフサイクルに応じた面的な施策を実施」とあることから、基本目標Ⅰは個人の意識の向上からなる人権尊重や支援策に着目している。基本目標Ⅱは「仕事と生活が調和し、誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり」として、課題を3つ設定している。基本構想案に「生涯を通じて自分の能力を発揮し、社会で活躍できる環境づくりを推進」とあることから、多様な雇用、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス、性別役割分担の意識改革、防災・健康面に至るまで、基本目標Ⅰの個人の意識の向上から、職場や家庭、地域など複数人で事業や政策などの全体に主体的に関与することを受け止めて、個人から共同参画への発展を意識した基本目標Ⅱとなっている。事前送付資料6はパブリックコメント時の基本構想案本文なので、後ほどご覧ください。

事前送付資料4に戻るが、重点施策は計画期間が8年間あることから、審議会において毎年度1施策ずつに特に着目・評価していくものと考えて7つを設定し、最終年度は総合評価

を行うことを想定している。①防災については、先ほど説明したように、女性、ひいては多様な視点を取り入れて取り組むものとしている。現在、本市の防災会議では女性委員の登用に努めており、多様性社会推進課としても女性の視点について理解してもらえよう、啓発など働きかけを検討している。②DV 被害については、DV に限らず、DV から波及した児童や高齢者への虐待、DV 以外の相談も含んでいることから、引き続き庁内及び他機関と連携を図って対応する必要がある、複雑化している相談内容に応じるため、職員の相談技術の向上も含めて取り組むものとしている。③市政における女性参画については、世界経済フォーラムの示すジェンダー・ギャップ指数において日本が経済・政治分野の男女格差が大きく、世界に劣る結果となっており、なかなか改善されない状態となっている。本市としては、引き続き市政における女性の参画に取り組み、例えば市議会開催時には議場に小さな子どもを連れて傍聴できる部屋があるので、議会事務局と多様性社会推進課で周知に努め、市政に関心を寄せてもらうことなどを検討している。④事業所における多様性については、基本構想案に「地域社会の活力の維持、増進を図るうえで担い手となり得る外国人」とあるとおり、今後は事業所でも外国人の雇用増が見込まれること、産業振興課では障がい者の雇用についての新規事業を検討していることから、引き続き重点施策として取り組む。現行の各種表彰制度についても、事業所の PR につながるように考察していきたい。⑤働く場におけるワーク・ライフ・バランスについては、長時間労働について法改正や企業努力により達成に近い状況にあるが、もう一歩進めて従業員のやりがいにつながる取組をするものとしている。6月に女性活躍推進法が改正され、同法の期限が10年間延長されたことから、引き続き重点施策とする。⑥家庭生活と社会生活の両立に向けた支援については、より住みよいまちを目指すものとして充実を図る。令和6年度第3回審議会における委員意見にある放課後児童会の充実について、放課後子ども教室を新規事業に追加して取り組む。⑦健康維持については、国でも取組を掲げていることから、これまでの支援に引き続き取り組むものとし、働く女性におけるライフステージごとの健康面などについて、多様性社会推進課としても啓発に取り組む。

評価指標については、成果目標を4点掲げている。素案本編では、基本目標ⅠとⅡに成果目標を分けて記載している。基本目標Ⅰに対する成果目標は「だれもが互いの人権を尊重しあい、すべての人の平等が確保されます」「だれもが困難を抱え込まず、みんなで支え合って生活することができます」、基本目標Ⅱに対する成果目標は「家庭・地域から方針や意思決定の場まで、あらゆる分野で男女がともに参画し、多様な視点が取り入れられています」「だれもが健やかに過ごすとともに、仕事と生活を調和させ、自身の希望通り家庭や社会で活躍できます」としている。

素案本編については、事前配布資料8をご覧ください。構成は5ページ（目次）のとおり。第1章「計画策定にあたって」では、策定の趣旨、計画の位置付けと特徴、計画期間など基本的なことを記載している。第2章「計画策定の背景」では、昨今の社会情勢や国・県の動向、本市の状況などのほか、現行の第3次計画の取組状況を掲載し、現状の把握と分析を行っている。なお、本市の人口推計については今後上位計画である長期基本計画と合わせたデータに精査するつもりである。第3章「計画の基本的考え方」では、将来像や基本目標、体系図、重点施策を掲載し、計画の方向性や目標達成に向けた骨格を掲載している。第

4章「施策の展開」では、基本目標ごと、課題ごとに庁内の各部署から挙げられた具体的な施策を掲載し、取組の進捗管理を行う。第5章「将来像の実現に向けた推進体制」は、第3次計画の基本目標Ⅴに掲げていた推進体制について、計画全体にかかわることであるため、基本目標から外して新たに章立てしたものである。最終的には、策定までの経過や審議会の名簿、法令や条文、用語集など資料編を追加して取りまとめていく。

内容を抜粋して説明する。8ページの第1章2「計画の位置づけと特徴」について、下段の図表の左には計画を策定する上での根拠となる法律を示しており、国や県の計画を踏まえつつ、本市においては上位計画の基本構想、基本計画の下部に位置し、いわゆるDV防止計画と女性活躍推進計画を包含するものとしている。また、本計画に関連する2つの法令と、県の多様性条例を示している。11ページから12ページにかけてジェンダー・ギャップ指数の最新値を示しており、日本は変わらず政治と経済分野において他国と比較して低い位置にあることを掲載している。他に、コロナ禍において非正規職員が多い女性の離職が進んだことや、女性の貧困の問題を挙げている。15ページから28ページでは、本市の状況として人口の推移、男女別の雇用形態、男女の地位の平等など各種データを掲載している。

29ページから31ページには第3次計画の取組状況を掲載している。30ページ中段の(6)成果指標の状況では、9つの成果指標の現在値を掲載している。このうち、目標値を達成できない課題は「③市の審議会等委員における男女比率」、「⑤女性管理職がいる事業所」の2つ。③の現在値は事前送付資料で31.6%としていたが、正しくは33.4%なので訂正する。未達成の課題については、第4次計画でも引き続き成果指標に位置付けて取り組むこととしている。④「本市の女性管理職割合」については、目標値を達成しているが現状値との差が0.7ポイントとわずかであるため、これについても引き続き取り組むこととしている。女性管理職については、本市も一事業所として「女性活躍推進特定事業主行動計画」に位置付けて、管理職の対象を係長職以上として取り組んできたが、令和7年度に法改正に伴って新たに「習志野市職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」を策定し、管理職の対象を課長級以上に改めている。課長級以上に絞ると、現状値は21.6%となる。第4次計画でも成果指標に掲げるが、新たなプランに合わせて対象を課長級以上とすることから、基準値は21.6%、目標値は30%となる。

32ページでは、計画の基本的考え方として将来像を記載しており、35ページにかけて成果目標を含め基本目標を記載している。第3次計画では本編の後方に計画の評価指標として各種指標をまとめて掲載していたが、このうち参考指標については、計画期間内で定期的に数値を把握するものだが、必ずしも毎年把握するものではなく、最終年度にその数値を更新して新たな計画において参考にしているため、第4次計画では基本目標のページに移動して参考となるようにした。

36ページ、37ページは計画の体系図。第3次計画から修正を行った箇所に下線を掲載している。事前配布資料7と同じ内容である。第3次計画に引き続き、全体的に性別・年齢・人種・国籍・障がいの有無・性的指向・宗教・価値観などの多様性の要素を取り入れている。多様性に係る取組は多岐にわたることから、全庁で取り組むこととなるが、施策全てを掲載して管理することは難しいことから、可能な限りバランスを取り、本計画において多様性社

会の実現につながるよう整えている。

38 ページは重点施策。(1)～(6)は第3次計画に引き続き重点的に取り組むものであり、(7)は新たに位置付けている。

40 ページ以降は施策の展開。各基本目標について、課題に対する具体的な施策を挙げている。計画の体系図に沿って課題ごとに説明文と参考となるデータを載せ、施策の方向に対応する事業と担当課を明記している。第3次計画の施策は116事業(延べ145件)・事業担当課26課だったが、第4次計画では102事業(延べ137件)、事業担当課は29課となっている。新規事業は7つで、既存事業36「DV等に関する相談技術の向上」の担当課への多様性社会推進課の追加のほか、事業101「健康課題に関する啓発講座等の実施」(多様性社会推進課)、事業56「性犯罪被害者への支援」(防犯安全課)、事業58「多世代への「新しい認知症観」の普及啓発」(高齢者支援課)、事業61「障がいに関する啓発」(障がい福祉課)、事業77「障がいのある人の社会参加と就労支援の充実」(産業振興課)、事業92「放課後子供教室の実施」(社会教育課)となっている。再掲の施策は3件で、いずれも基本目標Ⅰの課題3の施策の方向⑦である。事業を統合した施策は12件、削除した施策は7件で、「計画の体制の強化」で掲げていた事業5つは、新たに第5章に移したため削除とした。ほかに、「民生委員・児童委員に対する男女共同参画及び多様性に関する啓発の推進」(健康福祉政策課)を削除しているが、市は研修等の事業の周知を行うだけで、実際に研修等を行っているのは国や県であること、健康福祉政策課は多様性社会推進課から依頼された啓発誌の配布のみを行っているという実態であることから、削除した。また、「女性活躍・ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所に対する入札制度における優遇の付与」(契約検査課)も削除している。優遇の付与ができる総合評価落札方式が地方自治法上で例外的な措置であり対象が限られていること、現在優遇の付与に関する基本項目がなく実績もないこと、今後8年間の見込みもないことから削除としている。今後、総合評価落札方式での入札があった場合は加えることも検討している。いずれも全庁に事業の見直しや新規事業の考察を照会し、必要に応じて多様性社会推進課と事業担当課でのヒアリングを経て取り上げたものである。

67 ページからは「将来像の実現に向けた推進体制」。「計画の推進体制の全体像」は、従来通りPDCAサイクルにより審議会、庁内推進会議、事業・目標の見直し、事業評価報告書の4つを柱に、市と市民・事業所・教育関係者の協議により計画の着実な推進を図ることとしている。68 ページでは「計画の評価のあり方」として、本市の特徴として第2段落で事業担当課と審議会との対話を通して優れた取組の創出を図る「未来志向の評価」を引き続き位置付けている。69～72 ページでは成果指標を一覧で掲載している。第4次計画では、成果指標を見直して新規4件を掲げている。多様性推進の取組としては「①多様性に対する正しい理解」「②ダイバーシティ社会の実現度」。性的少数者の取組としては、第3次計画では「LGBTという言葉の認知度」としていたが、目標を達成したことで、「③性的少数者が生活しづらい社会という認識」に変更した。また、基本目標Ⅰの課題1の施策の方向①の「男女共同参画の意識啓発」に対応する指標として「⑤家庭生活における担当」を設定した。このほか、男女共同参画や多様性に関して健康面から支え合う取組に対する指標として「⑬生涯にわたる健康維持への支援」を設定した。73 ページでは管理指標を掲載している。第4次計画でも第3

次計画と同様に、管理指標と目標値の両方を設定している施策を一覧にまとめ、進捗管理を行うこととしている。新たに管理指標と目標値を設定した事業は16件である。このほか、第4次計画では管理指標を現状指標と捉えて、目標値を設定しない事業もある。

【朝倉会長】 事前配布資料4～8について、質問はあるか。

【渡邊委員】 事前配布資料1の3ページにある評価CとDの事業について、資料2によると令和2年度から6年度までC評価が続いており、次期計画では掲載を見送ることも含めて検討したいとあるのだが、第4次計画素案に計上されている。第3次計画で長期間貢献できなかったとされているにもかかわらず、第4次計画で引き続き位置付けるのは、貢献できるようになる具体的な手だてや組織体制があるのか。

【多様性社会推進課 河西課長】 この事業については、ジェンダー・ギャップ指数で日本が他国に劣っているというところもあるので掲げている。今すぐに改善できる方策はないのだが、計画期間8年間のうちに考察していきたい。

【渡邊委員】 過去6年間変わっておらず現段階では具体的な方策はないが、今後探りながら行うということか。

【多様性社会推進課 河西課長】 現在はホームページ等で案内しているが、それ以外の方策をできるだけ模索していきたい。

【渡邊委員】 手だてがなく第4次計画でもこのままということでは、貢献できないまま終わってしまい、意味のない計画になってしまう。貢献できる手だてをぜひしっかりと模索してほしい。

【朝倉会長】 他に意見はあるか。

【堀田委員】 外国人の働き手に期待している。市内では2年くらい前の統計で外国人が5,700人くらいおり、令和15年度にはかなり増加すると思う。確か国際交流協会で外国人に対するアンケート調査を行っていたと思うが、外国人が困っていることや必要な支援が何であるかを把握して施策を確実に進めるために、外国人に対する意識調査を行ってもよいと思う。  
また、「まちづくり参画賞」と似たような形で、男女共同参画についての優秀な取組を行っている市内企業を表彰することに施策を結び付けていけるとよい。

【多様性社会推進課 河西課長】 外国人はかなり増加しているので、それぞれの事業担当課や国際交流協会のアンケート調査なども利用しながら施策を推進することは、大切な視点だと考えている。

認証制度について、県や市でも制度があるのだが、市から企業を推薦するというよりも、企業から申し出てもらう仕組みとなっている。優良事例が見つかった時の認証の方法についても、今後考えていきたい。

【協働経済部 小倉部長】 少し前に国際交流協会で会員を対象にアンケート調査を行っているのだが、対象者が少ないため、それが必ずしも市全体の外国人の状況だと言い切れない部分がある。最も困っていることとしては日本語がなかなか理解できないということであり、それが生活ルールを理解できないことにつながると思う。国際交流協会で日本語教室を行っているので、協会と連携しながら外国人支援を強化したいと思っている。

【堀田委員】 登録者だけのアンケート調査では対象者が少ない。登録していない人の意見の収

集方法を考えるとよいのではと思う。母数を増やして正確なところが把握できれば、施策につながると思う。

【協働経済部 小倉部長】 担当課と協議しながら情報収集を進めていきたい。

【朝倉会長】 成果指標について、第3次計画でもそうなので踏襲するということもわかるのだが、8年間の計画でもあるので、基準年に対して目標が単純に「上昇」「低減」という表現となっているものは妥当なのだろうか。重点施策と成果指標の関係がわかりづらいので、重点施策としたものは成果指標に必ず入れるべきであり、単なる「上昇」「低減」ではなく数値目標を明確に示すべきである。こうすることにより、市が本当に重点的に取り組むのだという姿勢を示すとよい。

成果指標の中で、行政として力を入れたいものはあるのか。例えば④「男女の地位の平等感」の基準値 15.4%はものすごく低いのではないか。目標は「上昇」ではなく、50%、せめて30%などと掲げて良いと思う。これは第3次計画でも掲げているのだが、策定時の基準値は 12.2%である。それが8年後に 18%になったとして嬉しいのだろうか。本市の現状値がなぜ 15%程度なのか、中身も振り返りつつ、令和 15 年度にはこのくらいになっていたいという強力な目標を設定していければと思う。男女共同参画というこの計画の目標からすると、「社会全体における男女の地位の平等」が 15.4%という現状は本当に問題だと思う。この辺のアクセントを再度ご検討いただきたい。

【多様性社会推進課 河西課長】 目標値は庁内の様々な課に照会しているのだが、数値で示すことが難しいということもあり、「上昇」「低減」といった表現となっている。目標値の載せ方については、持ち帰って再度検討する。

【朝倉会長】 「上昇」でも「かなり上昇」のように2段階程度などにすると、行政の力の入れ具合がわかると思うので、ぜひご検討いただきたい。

他に意見はあるか。今年は審議会の回数も増えるので、引き続き意見を受け付ける機会はあると思う。各委員も計画内容や事業評価の内容を確認して随時ご意見をいただきたい。

事業評価については、意見内容を踏まえて報告書案を作成することでよいと思う。第4次計画については意見をいただいたので、それを含めて今後も継続審議としたい。7月15日に第1回事業評価部会を、28日に第2回審議会を、8月中旬に第2回事業評価部会を行う。ここまでの結果を受けて8月25日に第3回審議会を行い、このときに事業評価についての答申最終案をまとめる。以上のような流れでよい。

(異議なし)

## 6) 協議

### (1) 事業評価の実施方法について

【多様性社会推進課 河西課長】 当日配布資料2をご覧いただきたい。事業評価から答申までの流れをまとめている。事業評価部会の進め方について、事務局案を2つ提案する。提案1は昨年度同様に次長級からなる庁内推進会議との対話で、昨年度の実績を踏まえつつ第4次計画についての対話の場を持ち、建設的な意見交換を目的とするもの、提案2は昨年度の実績から第4次計画につなげるべく、特に課題とする事業や力を入れたほうが良いとする事業

に焦点を絞り、該当する担当課との対話を行うという、より特色を出す方法である。7月15日の第1回部会で進め方を決定して、第2回の日程調整をしたいと考えている。

【朝倉会長】 事務局の説明について質問はあるか。(質問なし)

それでは、この流れで進めていく。事務局から対話について提案が示されたが、これ以外にも意見があればお寄せいただきたい。

(2) 男女共同参画基本計画事業評価部会の委員の指名について

【多様性社会推進課 河西課長】 当日配布資料1をご覧いただきたい。設置要領第2条によると、事業評価部会の委員は7人以内で組織し、審議会委員から会長が指名するとされている。

各委員には令和6年度、7年度のいずれかで事業評価部会委員を引き受けていただいている。

【朝倉会長】 朝倉会長、高田委員、渡邊委員、後藤委員、秋山委員、杉山委員、佐藤委員を指名する。

7) その他

【多様性社会推進課 河西課長】 このあと、事業評価部会委員に第1回部会の開催通知をメールで送る。次回の審議会は7月28日であり、改めて第4次計画素案に対する意見をいただきたい。

【朝倉会長】 以上で第1回習志野市男女共同参画審議会を閉会とする。